

# 土壤汚染対策法に基づく 土壤汚染調査・対策業務のご案内

指 定 : 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関..... 環境省(環 2003-7-1027)  
登 録 : 計量法に基づく計量証明事業..... 福岡県(2号、6号、14号)

土壤・地下水汚染問題は、健康リスクのみならず、経営リスク(円滑な土地取引、情報公開による企業イメージ保持等)として捉える必要があり、目的に応じた対応が重要です。また、改正土壤汚染対策法が平成31年4月1日から施行され、大規模な掘削工事(3,000㎡以上)だけでなく、小規模な掘削工事(900㎡以上)をする場合、「有害物質使用特定施設が設置されている土地」では届出が、「調査が猶予された土地」では届出及び調査が必要になりました。

当協会は、環境省から専門的な技術を有する機関として指定された土壤汚染対策法の指定調査機関であるとともに、環境計量証明事業所でもありますので、地歴調査から現場調査、分析試験までを一環して行い、土地の安全性を評価できます。さらに、土壤汚染が判明した場合には、法令に基づき適切な対策をご提案し、指定区域の解除までの技術的支援を行います。

## ◆ 地歴調査から対策までの一連の業務に対応 ◆

